

# 高知県教育委員会 会議録

令和5年7月臨時委員会

場所：教育委員室

## (1) 開会及び閉会に関する事項

開会 令和5年7月12日(水) 16:00

閉会 令和5年7月12日(水) 17:24

## (2) 教育委員会出席者及び欠席者の氏名

出席者	教育長	長岡 幹泰
	教育委員	平田 健一
	教育委員	永野 隆史
	教育委員	森下 安子
欠席者	教育委員	町田 美紀
	教育委員	弥勒 美彦

## (3) 高知県教育委員会会議規則第8条、第9条の規定によって出席した者の氏名

高知県教育委員会事務局	教育次長(総括)	合田 和穂
〃	教育次長	竹崎 実
〃	教育次長	今城 純子
〃	教育政策課長	鈴木 智哉
〃	小中学校課長	蛭子 穰
〃	高等振興学校課長	野田 健一 (専決処分報告第1号のみ)
〃	教育政策課課長補佐	森田 雄一
〃	教育政策課教育企画担当チーフ	大前 拓也 (会議録作成)
〃	教育政策課主査	菊池 真希 (会議録作成)

## (4) 議事の概要及び教育長等の報告の要旨

### 【冒頭】

教育長	7月臨時委員会を開催する。
教育次長(総括)	(提案説明)
教育長	付議第1号は人事に関する議案のため、非公開の取り扱いとしたいが、賛成の委員は挙手をお願いする。
各委員	全員挙手
教育長	それでは、付議第1号を非公開の取扱いとする。

【専決処分報告第1号 地方自治法の規定に基づく補助執行の協議に関する専決処分報告  
(高等学校振興課)】

- 高等学校振興課長 説明
- 質疑

永野委員	要は工期が延びて、会社が損害を被ったということか。
事務局	そうである。須崎総合高校の本館と南館を繋ぐ渡り廊下の新築工事について、当初の工期は令和2年3月27日から同年9月22日までの約6ヶ月間であった。工事を進めていくなかで、埋設物が見つかり、それを取り除くのにどのような工法が良いかを考えるために一定の期間がかかり、まず11月24日まで、さらに翌年の3月31日まで、さらに翌年4月30日までと3回ほど工期を延長した。本来、工期が延びていなければ他の工事を受注できたし、県からの指示が遅かったと主張している。高等学校振興課が予算担当課になっているが、監督職員は建築課であり、そちらとのやりとりが中心になっている。
永野委員	要は工期期間中に他の工事も受注できたが、県の指示が遅かったために損害が3,000万以上になったということか。
事務局	本来とれるべき工事があったのではないかとということも含めて損害の請求額が大きくなっている状況である。
永野委員	実績があるから受注していると思うが、これまでこの会社に同様のトラブルはなかったのか。
事務局	受注前にはなかった。やりとりの中で、何回か、県のやり方が遅いのではないかという訴えはあったとは聞いている。
平田委員	教育委員会ではあまりないと思うが、知事部局では多く工事がある。内容は理解したが、最終的には県は訴状に対して反論するのか。
事務局	基本的には争う。3回の変更契約は相手方と協議のうえ締結しており、そこで合意していると考えている。遅れるのはやむを得ない不可抗力であり、遅れる部分の見合いの契約を順次行ってきた。
平田委員	そのとおりだと思う。施工管理が不十分とのことだが、それは当然話し合いのうえの結論である。
教育長	今の安芸高校の工事も一度止まった。それも工事が終われば争うのか。
事務局	今現在、訴えはない。
教育長	2ヶ月程工期が延びたのではないか。
事務局	調査を行ったため、2ヶ月程延びた。

教育長	今回の事案はそれ以上に延びたのか。
事務局	当初の予定より7ヶ月延びた。
教育長 各委員 教育長	専決処分報告第1号の承認を求める。承認する委員は挙手をお願いする。 全員挙手 専決処分報告第1号を原案のとおり承認する。

【付議第1号 教職員の人事議案

(小中学校課)】

○小中学校課長 説明

○質疑

【非公開】

	【非公開議案】
教育長 各委員 教育長	付議第1号の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いする。 全員挙手 付議第1号を原案のとおり議決する。

(5) 議決事項

専決処分報告第1号

原案どおり承認

付議第1号

原案どおり議決